

感対第 615 号  
令和 4 (2022) 年 1 月 25 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、1 日あたりの新規感染者数は連日過去最高を更新し、人口 10 万人あたりの新規感染者数も 1 月 23 日には 142.1 人となり過去最高を更新するなど、感染の急拡大が継続し、病床使用率も徐々に増加し 35% を超えるなど、医療提供体制への負荷も高まりつつあります。

そのような中、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受けることとなったことから、本日開催した第 75 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の基本的対応方針に基づき、まん延防止等重点措置区域となった場合の対策を確実に講じることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「栃木県におけるまん延防止等重点措置」について周知していただきますようお願いいたします。

〔  
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826  
〕